

郵便年金法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

二七

昭和十八年二月一日(火曜日)午後一時三
十八分開會

ハ勿論、國家經濟ニ甚ナガラサル者、テ致シツ、アルノデアリマス、然ルニ現在ノ年金最高制限額二千四百圓ハ事業創始當時制定セラレタル儘今日ニ及ンデ居リマスガ、其ノ間我國ノ經濟事情ハ變遷致シマシテ、今日ニ於キマシテ此ノ二千四百圓ト云フ最高制限額デハ、國民生活ノ安定ヲ目的トスル本制度ノ機能ヲ十分ニ發揮スルヲ得ナイ状態ニ立チ至ツテ居リマス、即チ物價指數等ヲ見マスルモ、事業創始當時タル大正十五年ニ比シテ著シク昂騰ヲ示シテ居リ、又最近ニ於キマシテ高額年金ノ契約ヲ爲スモノガ、既ニ増加シツ、アルト云フ實情カラ上ニハ、現在ノ制限額ハ稍、低キニ失スル嫌ヒガアルノデアリマス、加之郵便年金ハ比較的多額ノ掛金ヲ以テ極メテ長期ニ亘ル契約ヲ爲スモノデアリマシテ、所謂購買力ヲ長期固定資金化スル上ニ最モ優レタル機能ヲ有スルノデアリマス、幸ニ今回ノ改正ガ實現致シマスレバ、之ニ依テ本制度ノ機能ヲ益、昂揚セシムルト共ニ、戰時財政經濟ノ運營ニモ多大ノ寄與ヲ爲シ得ルモノト確信致シテ居ル次第アリマス、次ニ航空法中改正法律案ノ要旨ニ付テ申上ダマス、航空法中改正法律案ノ提出理由ニ付キマシテモ本會議ニ於テ申述ベマシタガ、茲ニ補足シテ本案ノ要旨ニ付キマシテ御説明申シタイト存ジマス、御承知ノ如ク航空機ハ最モ進歩シタル高速度交通機關トシテ高度ノ文化的、經濟的機能ヲ有スルト共ニ、一朝事アル場合ニ空軍豫備軍トシテモ特殊ノ使命

テ有スルモノニアリマシテ、殊ニ大東亞建設戦下、我ガ航空力ノ飛躍的増強發展ヲ圖ルコトノ喫緊ノ要事タルコトハ申上ゲル迄モナイ所デアリマス、然ルニ其ノ準繩トモ申スベキ現行航空法ハ、第一次歐洲大戰直後ノ大正八年、「ハリ一」ニ於テ締結セラレシタル「航空法規ニ關スル條約」ヲ基準トシテ大正十年ニ制定セラレタルモノニアリマシテ、必ズシモ今日ノ航空界ノ實情ニ即應シ難イ點モアルノデアリマス、仍テ是等ノ點ニ付本案ハ必要ナル改正ヲ加ヘマシテ、航空機職員ニ關スル規定、飛行場特別地域ニ關スル規定及ビ航空機使用事業ニ關スル規定ノ整備ヲ圖ラムト致シタ次第ニアリマス、即チ航空機ノ性能ノ向上、特ニ其ノ大型化、輸送距離及ビ輸送量ノ増大等ノ趨勢ニ鑑ミマシテ、從來乗員トシテ取扱ハレテ居リマシタ航空機操縦士、航空士及び航空機機関士等ヲ加ヘマシテ、之ヲ航空機職員トシ、法律上其ノ資格及び地位ヲ明定持上、重大ナル使命ヲ有スル航空通信士及ビ航空機整備士等ヲ加ヘマシテ、之ヲ航空機航空事故防止ヲ期スルコトト致シタノマスト同時ニ、從來公共用飛行場及び軍

用飛行場ノミニ適用ヲ認メテレバ居リマシ
タ特別地域ヲ、乗員養成所附屬ノ訓練用飛
行場及ビ航空機製造會社附屬ノ試驗用飛行
場ニモ、必要ニ應ジ適用セラレ得ルヤウ改
メムトスル次第デアリマス、航空機使用事
業ニ關シマシテハ、從來航空機ヲ使用シテ
營ム事業ノ中、運送營業ニ關シテノミ之ヲ
許可制トスル規定ガ存シテ居ルノデアリマ
スガ、航空ノ發達ニ伴ヒマシテ、運送事業
ノ外ニ航空寫真、測量事業及び魚群探見事
業等、航空機ヲ使用シテ營ム事業ガ出現致
シテ居リマスノデ、是等ノ事業ヲ航空主管廳
ノ監督下ニ置イテ、國防上及び航空保安上
必要ナル取締ヲ勵行致シマスト共ニ、其
ノ堅實ナル發達ヲ助長スル必要ガアリマス
ノデ、一般ニ航空機ヲ使用シテ營ム事業ヲ
許可制ノ下ニ置カムトスルモノデアリマス
ス、最後ニ木船保險法案ニ付テ申上ゲマス、
本案ノ提出理由モ本會議ニ於テ申述ベマシ
タガ、更ニ本案ノ要旨ニ付キマシテ今少シ
詳細ニ御説明致シタイト存ジマス、大東亞
戰爭勃發以來海運ノ擔フ使命ハ愈、重キヲ加
ヘマシテ、今ヤ海上輸送力ノ如何ガ戰局ヲ
左右スルト申シマシテモ敢テ過言デハナイ
ノデアリマス、之ガ爲政府ニ於キマシテハ
船腹ノ擴充ト、運航能率ノ向上ニ全力ヲ傾
倒致シテ參ツタノデアリマシテ、即チ船腹入
ノ擴充ニ付キマシテハ、外國船ノ購備入
拿捕船ノ利用、沈沒船ノ引揚利用等ノ施策
ハ固ヨリ、極力新船建造ノ促進ヲ圖リ、又
運航能率ノ向上ニ付キマシテハ港灣荷役力
ノ増強、機帆船ノ計畫輸送、海陸輸送ノ調

整、船舶滿載吃水線ノ引上げ、検査期間ノ延長等有ラユル方途ヲ講ジテ、只管輸送力ノ増強ニ努メテ參ツタノデアリマスガ、戰局ノ進展ニ伴ヒマシテ、作戦上ヨリモ、將又生産力增强上ヨリモ、船舶ノ必要性が愈、痛切ニ要望セラル、ニ至リマシタノデ、之ニ應フル爲ニハ、造船方面ニ於テハ、鋼船ノ建造ト併セテ木船ノ大量建造ヲ促進スルト共ニ、運航方面ニ於テハ、銅船積、物資ヲ可及的木船積ニ振替ヘル必要ヲ生ジ、木船建造ノ促進竝ニ木船海運業ノ振興ハ、現下喫緊ノ要務トナツタノデアリマス、元來海上保険制度ハ、平時ニ於キマシテモ海運ノ經營ト密接不可分ノ關係ニアリマシテ、海上保険制度ノ適否ハ直チニ船舶ノ運航、延テハ船舶ノ建造ニ重大ナ影響ヲ與ヘルモノデアリマス、然ルニ木船ヲ目的トスル我が國海上保険制度ノ現状ハ極メテ不備デアリマシテ、保険金額ハ保険價格ノ六割五分以内ニ、又填補範圍ハ全損及救助費ニ限定セレ、而モ保険料率ハ銅船ニ比シ遙力ニ高率デアリマスル爲、保険ヲ附ケテ居ルモノハ頗ル少イ實情デアリマス、此ノ狀態ニ於キマシテ、政府ノ意圖スル木船ノ計畫配船及木船ノ大量建造ニ重大ナル障礙ヲ及ス虞ガアルノデアリマス、本案ハ斯カル障礙ヲ芟除シ、以テ木船運航上ノ不安ヲ除去シ、木船建造ヲ益、活潑ナラシムトスル趣旨ニ基クモノデアリマス、本案ニ依ル保険制度ノ概要ハ、第一ニ經營形態デアリマスガ、本制度ガ強制保険ナル關係上、保險會社ヲシテ經營セシムルヲ不適當トスルノミナラズ、木船ノ如ク全國各地ニ分散シ、地方的運航ニ從事スル特殊ナモノニアリマシテハ、海上危險ニ付相互ニ監視セシム

ルヲ得策トシ、又海運組合法ニ依ル機帆船スルコトヲ最モ適當ト致シマスノデ、木船組合ノ引受ケタル元受保険金額ノ九割、保険事業ノ經營ハ、木船ノ船主ノ相互保險組合ヲシテ行ヘシメムトスルノデアリマス、此ノ保険組合ハ内外地ヲ通ジテ一箇ト致シマスガ、是ハ元來保険制度ガ大數計算ニ依リ危險ノ分散ヲ圖ルコトニ基クモノデアル點カラモ、適當ノコト考ヘルノデアリマス、尙此ノ組合ハ極メテ公法的色彩ノ濃厚ナルモノタラシメ、政府ノ強力ナル監督ニ服セシマスト共ニ、之ニ公法的權限ヲ與ヘ、且政府ニ於テ組合ノ事務費ノ一部ヲ補助シ、免稅ノ特典ヲモ與ヘルコトト致シテ居ルノデアリマス、第二ニ、保険ノ目的ハ、船舶法ニ依ル登録ノ關係上、原則トシテ總「トン」數二十「トン」以上ノ木船ト致シマタガ、此ノ外必要ナル木船ハ、主務大臣ノ指定ニ依リ保険ノ目的タルコトヲ得ルヤウニ致ス考デアリマス、而シテ是等保険ノ目的ノ中、一定「トン」數以上ノ船舶ニハ普通保険ノ付保ヲ強制スル豫定デアリマス、差當リ機帆船統制ノ現状ニ鑑ミ、總「トン」數七十「トン」以上ノモノニ付保ヲ強制ヲ實施スル所存デト致シマス、填補範圍ハ、現在保険會社ニ於テ行ツテ居リマスモノハ全損及ビ救助費ニ

正料率ヲ設定スル所存デアリマス、最後ノ再保險デアリマスガ、普通保険ニアリマスデハ組合ノ引受ケタル元受保険金額ノ九割、戰爭保險ニアリマシテハ、元受保険金額ノ全部ニ付、國營再保險ヲ行ハムトスルノデアリマス、何卒右ノ三案御審議ノ上、速力御協賛アラムコトヲ切望致シマスル次第デアリマス
○委員長(子爵秋元春朝君) 質疑應答ニ入リマス前ニ、チヨット皆サンニ御諮詢致シタイコトガアリマス、戰爭ノ情勢ガ非常ニ、昨年カラズット變化致シテ居リマシテ、従ツテ指定期間内ノ事項、又施設ニ付キマシテモ、餘程變化ガアルダラウト存ジマスノデ、現時ノ情勢ニ付キマシテ、大臣ヨリ一通リノコトヲ承ツテ置イテスレバ、此ノ三案ヲ審議致シマスニ付キマシテモ、其ノ促進ハ勿論異議ハゴザイマスマイカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○委員長(子爵秋元春朝君) 御異議ナイト認メマシテ、左様取計ラヒマス、而シテ多少軍事ニ關スルコトモアリマセウカラ、此ノ際祕密會ニ致シマシテ、之ヲ伺フコトニ致シタイト思ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕
○委員長(子爵秋元春朝君) ソレデハ是ヨリ祕密會ニ移リタイト思ヒマス、就キマシテハ、御承知ノコトト思ヒマスガ祕密會ニ入リマスガ、議員、國務大臣、議事ニ關係テハ、木材ノ増産ト云フコトニ對シテハ、農林省ノ生産ト云フコトガ、餘り好結果デナイト云フヤウナコトヲ聞イテ居ルノデアリマス、勿論此ノ木材ノ増産ト云フコトニ對シテハ、農林省ノ材ヲ何ニ使フカト云フト、此ノ木造船アタリニ使フコトガ最モ其ノ量カラ言ツテモ、質カラ言ツテモ、良イモノヲ餘計使ハナケレバナラスト思フノデアリマシテ、遞信省ニ於テハ、木材ノ増産ト云フコトニ付テハ、非常ナ關心ヲ御持チニナツテ居ラレルダラウト思ヒマスガ、其ノ只今ノ木材ノ増産ノ状況デアルトカ、又ハ其ノ方法等ニ付テ遞信當局ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

午後三時三十八分祕密會終ル
○委員長(子爵秋元春朝君) 之ヲ以テ祕密會ヲ閉デマス、遞信省關係ノ三案一括シテ議題ニ供シマシテ其ノ質疑應答ヲ願ヒタイト思ヒマスガ、御異議アリマセスカ、御異議ナイト認メテ左様取計ラヒマス、ドウカ御質疑ノアル方ハ御發言ヲ願ヒマス
○男爵久保田敬一君 船舶ノ建造ト云フコトガ今非常ニ大切ナコトハ、遞信大臣ノ御説明ヲ俟フ迄モナク能ク承知シテ居ルノデアリマスガ、此ノ木造船ヲ、鋼船ヲ造ル以外ニ木造船ヲ多量造ラナケレバナラナイコトハ申ス迄モナインデアリマシテ、之ニハ色々ナ要素ガアルト思ヒマスガ、何ニシテモ木造船ヲ造ルニハ木材ヲ餘計確保シナケレバナラスト思ヒマス、ソレニ對シテハ、木材ノ使用ノ規正トカ、何トカ云フコトモ問題ニナルト思ヒマス、第一ニ木材ノ増産ト云フコトヲ主眼ニシナケレバナラスト思フノデアリマス、是ハ私ハ専門家デアリマセヌノデ、ハッキリシタコトハ分ラナイノデアリマスガ、世間ノ噂ニ依リマスト、木材ノ増産ト云フコトガ、餘り好結果デナイト云フデアリマス、是ハ私ハ専門家デアリマセヌノデ、ハッキリシタコトハ分ラナイノデアリマスガ、世間ノ噂ニ依リマスト、木材ノ増産ト云フコトガ、餘り好結果デナイト云フデアリマス、是ハ私ハ専門家デアリマセヌノデ、ハッキリシタコトハ分ラナイノデアリマスガ、其ノ只今ノ木材ノ増産ノ状況デアルトカ、又ハ其ノ方法等ニ付テ遞信當局ノ御意見ヲ承リタイト思ヒマス

○國務大臣(寺島健君) 御話ノ通り、木材ノ主要ナモノハ木材デアリマスガ、此ノ木材ガ大體ニ於テ、百「トン」ノ船ヲ造ルノニハ、百「トン」、言換ヘレバ約千石ノ木材ガ要ルノデアリマス、斯様ナ風デアリマスルノデ、是ノ確保ト云フコトハ絶對ニ必要ナシデアリマス、就キマシテハ、木材ノ増産ニ付キマシテハ、是ハ御説通り農林省ノ管理スル所デアリマスガ、木造船用ノ木材セヌ、質モ寸法等ニ付テモ、特殊扱ヒサルベキモノデアリマシテ、是ノ必要ナ計畫ハ、一般ノ木材ナラバ宜イト云フ譯ニハ參リマセヌ、是ノ點ニ付キマシテ、閣僚ト話合ツテ決ツテ居リマシテ、農林省關係ニ於テモ、是等ノ點ヲ考慮シテ、來年度ノ木材ノ生産ト云フコトニ付キマシテハ、十全ノ計ラヒヲ致ス、多分此ノ方針等ニ付キマシテハ、今日中ニ發表サレルモノト思ヒマスガ、増産方法ハ國有林モウント伐ル、倍額ヲ伐ル、其ノ他出來ルダケノ方法ニ於テ、生産ト供出ト云フコトノ行政的責任ヲ持タシ從來ノ木材ノ產出ニ困難シタル諸種ノ事情ヲ改善致シマシテ、又地方長官ニ對シテ生産ト供出ヲヤッテ行カウ、從來ハ全國ノ木材ノ地圖ニアル木材會社ト云フモノハ、是ハ縣外ニ移出サレルダケノ木材ヲ他ニ供給スルトアリマス、丁度米ノ供出ヲヤッタ如ク、木材ノ供出ヲヤッテ行カウ、從來ハ全國ノ木材ノ地圖ニアル木材會社ト云フモノハ、是ハ木材ガ、之ヲルモノト云フヤウナ風ニ仕組マレテ居ッタノデアリマス、行政的ニ地方長官ガ、之ヲ

木材ノ供出ト云フコトニ、行政的責任ヲ以テヤツテ行カウ、斯ウ云フ風ニヤツテ、確保ヲ期シテ行キタイ、斯ウ云フ風ニナツテ居ルノデアリマス、從ツテ此ノ中ノ主要ナル所ノ木造船ニ使用スベキ木材ニ付キマシテモ、優先的ニ之ヲ確保シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今ノは關聯シテ御尋スルノデスケレドモ、日光ノ東照宮ノ參道ノ杉トカ、國道ノ兩側ニアル松ノ木、ア、云フモノヲ伐ツテ直グ船材ニナリマスカ、ドンナモノデスカ

○國務大臣(寺島健君) ソレハナルモノモアリマス、今日ニ於キマシテハ、木材デ直

ル杉デアル、斯ウ云フ話ヲ聞カサレタノデアリマスガ、非常ニ立派ナ杉ノ森林ガアルノデス、サウ云フコトカラ考ヘテ見マシテ、唯杉ダカラシテ造船用ノ木材ニナルノダト云フヤウナコトハ、チョット私ハ考ヘラレナイヤウニ思ツタノデアリマス、デスカララ、特殊ノ木材デナケレバ造船用ノ木材ニ

木材ノ供出ト云フコトニ、行政的責任ヲ以テヤツテ行カウ、斯ウ云フ風ニヤツテ、確保ヲ期シテ行キタイ、斯ウ云フ風ニナツテ居ルノデアリマス、從ツテ此ノ中ノ主要ナル所ノ木造船ニ使用スベキ木材ニ付キマシテモ、優先的ニ之ヲ確保シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 今ノは關聯シテ御尋スルノデスケレドモ、日光ノ東照宮ノ參道ノ杉トカ、國道ノ兩側ニアル松ノ木、ア、云フモノヲ伐ツテ直グ船材ニナリマスカ、ドンナモノデスカ

○國務大臣(寺島健君) ソレハナルモノモアリマス、今日ニ於キマシテハ、木材デ直

ル杉デアル、斯ウ云フ話ヲ聞カサレタノデアリマスガ、非常ニ立派ナ杉ノ森林ガアルノデス、サウ云フコトカラ考ヘテ見マシテ、唯杉ダカラシテ造船用ノ木材ニナルノダト云フヤウナコトハ、チョット私ハ考ヘラレナイヤウニ思ツタノデアリマス、デスカララ、特殊ノ木材デナケレバ造船用ノ木材ニ

○委員長(子爵秋元春朝君) 今ノは關聯シテ御尋スルノデスケレドモ、日光ノ東照宮ノ參道ノ杉トカ、國道ノ兩側ニアル松ノ木、ア、云フモノヲ伐ツテ直グ船材ニナリマスカ、ドンナモノデスカ
○國務大臣(寺島健君) ソレハナルモノモアリマス、今日ニ於キマシテハ、木材デ直グ造船ニ適スルノハ櫻、檜、櫻モアルケレドモ、今日ニ於テハ杉モ相當ニ使ヒマスケレドモ、松ハ又重要ナ部分ニモ使ツ居リマス次第デアリマス、ソレデ色々々ナ方面ニ於キマシテ此ノ際木材ノ生産ヲ増シテ行キタイ、ソレハ所謂冬木ト申シマスカ、冬木等ガ山奥ニハ幾ラデモマダ澤山アルノデス、山奥ノヲ急ニ出セト云ツテモ、ソレハ山道ヲ開イタリ、設備シテ行カナケレバ出来ナイト云フヤウナ場合モアル、是ハ出来ルダケ冬木ヲ持ツテ行キマスガ、其ノ他ノ場所ニ於テ只今御話ノヤウナモノデモ全部坊主ニ伐ツテシマフノデハナクテ、間伐ト云フ一本置キデモ、三本置キデモ伐ツテ行クヤウナ方策モ同時ニ考へテ行キタイト思ヒマス、之ニ付キマシテハ只今久保田サンノ御話ガアリマシタヤウナ、遞信省ニ於テ木造船ニ於ケル木材ニ付テハ十分ノ發言權ヲ得、又必要ナル法規ノ適用ヲ設ケテモ確保スル手段ヲ講ジテ行キタイト思ツテ居リマス
○子爵秋田重季君 是ハ専門家ノ方カラ伺ヒタイノ、デスガ、昨年宮崎縣ニ私旅行シタノデゴザイマスガ、宮崎縣ニハ非常ニ立派ナ杉ノ森林ガ極ク汽車カラ手近カナ所ニアルノデス、アスコノ土地ノ人ニ聞イテ見マスト、此處ノ杉ハ非常ニ柔軟ナ杉デ、サウシテ是ハ特ニ船舶用ノ木材トシテ非常ニ適シテ良好ナ木材デ、専ラ船ノ方に使ハレテ居

ル杉デアル、斯ウ云フ話ヲ聞カサレタノデアリマスガ、非常ニ立派ナ杉ノ森林ガアルノデス、サウ云フコトカラ考ヘテ見マシテ、唯杉ダカラシテ造船用ノ木材ニナルノダト云フヤウナコトハ、チョット私ハ考ヘラレナイヤウニ思ツタノデアリマス、デスカララ、特殊ノ木材デナケレバ造船用ノ木材ニ

造後三十年以上モ經テ未ダ運航シテ居ル
木造船モ、私ハ過日現地ニ於テ見テ來タノ
デアリマシテ、サウシテ其ノ造船所ニ於テ
非常ニ誇リトシテ居リマシタ、併シ今日デ
ハサウ云フムツカシイ資材ヲ與ヘテ少數
造ツテ長持チサセルト云フヨリハ、船舶ノ安
全ニ差支ナク航行ガ出來ルト云フ範圍ニ於
テハ出來ルダケ多量ニ造リタイ、斯ウ云フ
ノデ、其ノ建造ノ圖面等モ海務院ノ方デ調節
シテ、斯ウ云フ木材ヲ持ツテ行ケバ斯ウ云フ
風ニ造レト云フ方策ヲ定メテ計畫的ニ造船
ヲヤラセテ居リマス、大體御趣意ニ副フヤ
ウニナルト思フノデアリマス、尙詳シイ專
門的ノ問題ハ政府委員ノ方カラ申上ゲルコ
トニ致シマス

シテ簡単ニ早ク船舶ヲ造ラレルト云フコト
ガ、最モ望マシノイノヂナカト考ヘルノ
デスガ、今ノ大臣ノ御話デモ、サウ云フヤ
ウナ趣旨ニ依ッテ爲サレルト云フヤウナ御
話デゴザイマスカラ、ドウゾ其ノ點ヲ御考
慮願ッテ、一日モ早ク船舶ヲ澤山増加セラ
レムコトヲ希望スル次第アリマス。
○男爵久保田敬一君 只今船舶ハ大部分徵
用サレデ居ルト思ヒマスガ、其ノ外ニモ色々
官デ以テ傭船サレテ居ルノモアルト思ヒ
マスガ、傭船料ノコトニ付テハ、前議會ニ
於テモ問題ニナリマシテ、傭船料ガ非常ニ
適正デナカランシテ、之ヲ適正化シナケレ
バナラスト云フ議論ガアツテ、遞信當局モ是
ハ相當考慮スルト云フヤウナコトヲ申サレ
タノデアリマスガ、其ノ後ノ結果ハドウ云
フ風ニナツテ居リマスルカ。

ヲ缺クト云フ事情ニ依リマシテ、一昨年以來引續イテ之ガ原價計算ニ依ル所ノ適正ナル價格ヲ色々調査シテ發見シヨウ、斯ウ云フヤウナ方針ヲ以チマシテ實ハヤツテ參ッタノデアリマス、ソレデソレハ大體昭和十五年ニ於キマスル所ノ狀況ヲ中心ト致シマシテ、船費、店費、サウ云フ方面ヲ緩和致シマシタ、ソレカラ又船價ニ付キマシテハ昭和十二年末以降ト、ソレ以前トノ關係ニ於キマシテ、船價ノ差異ガ甚シイノデ、是等モ勘案ノ事項トシテ採リ入レマシタ、斯ウ云フヤウナ事項ヲ「船舶ノ原價」船舶ノ船價付テ勘案スルコトハ容易デアリマセヌノデ、大體船齡別、「トン」敷別、斯ウ云フモノニ依ル所ノ船舶ノ「ブロック」ヲ作りマシテ、級ヲ作リマシテ、ソレニ基ク船價ノ平均價額ト云フモノヲ決メマシテ、ソレニ先程申上ゲマシタ所ノ船費、店費ノ關係ヲ、十五年ヲ基トシテ決メマシタモノヲ合計致シマシテ、尙一定ノ利潤ト云フモノヲ考慮致シマシテ、實ハ昨年ノ舊臘末ニ之ヲ公定致シマシテ、告示ヲ致シタノデアリマス、ソレデ一般ノ汽船ニ關スル關係ハサウ云フヤウニ致シマシテ、大體適正ナル結果ヲ得タト考ヘテ居リマス、併シナガラ今後諸材料、ソレカラ諸費用等ニ依リマシテ、船舶自體ノ價額ノ昂騰竝ニ經營ノ費用等ノ昂騰等モ、今後ハ上昇ノ途ヲ辿ラナイトハ斷言致シ兼ネマスルノデ、船費ノ割増ト云フコトニ付キマシテハ、今後ノ事情ニ依リ、時期ヲ捉ヘマシテ、其ノ割増ト云フモノナドモ、其ノ都度考慮シテ行キタイ、是ガ大體ノ方針デアリマス、但シ機帆船ニ付キマシテハ、

マダ傭船料ノ公定ト云フモノハ目下調査中
デゴザイマシテ決メテ居リマセヌ
○男爵久保田敬一君　只今ノ御話デ、非常
ニ結構ナコトト思ヒマスガ、申ス迄モナク
只今ノ船舶ハ、軍用ニ徵用サレタモノハ勿
論、運營會ニ依ヅテ傭船サレタモノモ、殆ド
強制的ニ徵用サレルノデアリマシテ、船主
ノ方デハ如何ナル犠牲ヲ忍ンデモ、之ニ應
ジテ居ルノデアリマスカラシテ、只今遞信
當局ノ御話ニナリマシタヤウニ、其ノ都度
都度適正ナル所ノ傭船料ヲ御決ニナルコ
トハ非常ニ望マシイコトデアリ、又船主ノ
方トシテモ、非常ニ満足スルト思フノデア
リマス、尙一點伺ヒタイト思ヒマスルノハ、
此ノ船員ノ優遇ノ問題デアリマスルガ、勿
論只今船員ハ非常ニ不足ヲ告ゲテ居リマシ
テ、此ノ不足ヲ補充スル意味カラ致シマシ
テモ、優遇シナケレバナラヌノデアリマス
ガ、ソレ以外ニ尙只今ノ船員ハ非常ナル軍
用ニ當ツテ居ル者ハ勿論、其ノ以外ニ於テモ
非常ナル危険ナル所ノ航海ヲ國家目的ノ爲
ニヤツテ居ルノデアリマシテ、殆ド船員ト
軍艦ノ水兵ト異ラナイヤウナ有様デアルノ
デアリマシテ、之ニ對シマシテハ此ノ色々
ナ國家的ニ優遇ヲ與ヘルコトガ必要グラウ
ト思フノデアリマス、物質上ノ待遇ノミナ
ラズ、其ノ他ノ船員ニ對スル所ノ優遇トカ、
又ハ殉職者並ニ其ノ遺族ニ對スル所ノ色々
ナ考慮トカ云フヤウナコトヲ講ジテ、船員
モ甘ンジテ命ヲ國ニ捧ゲルヤウナ精神ヲ持
タスト同時ニ、國トシテモ此ノ船員ノ非常
ニ努力ニ對シテ之ニ報ユルノ途ヲ講ジナケ
レバナラヌト思フノデアリマス、遞信大臣
ノ御意見ヲ伺ヒタイ

ラ船員ニ對スル適切ナル御意見ヲ承リマシタ、政府ト致シマシテモ全ク同感デゴザイマシテ、今日船員ノ日夜ヲ分タザル危險ナル海面ニ於ケル努力ニ付キマンシテハ、之ニ職務ノ事項ヲ規定正シテ、完全ニ任務ヲ遂行サセセルコトヲ教育致シマスト共ニ、是等ノ優遇ナリ、船員ヲシテ後顧ノ憂ヒナク安ンジテ死所ヲ得セシメルト云フ覺悟ヲ持タシメル爲ニハ、物質的ノ諸種ノ方策バカリデハナク、精神的ノ待遇ヲ與ヘテ行カナケレバナラスト云フ點ニ付キマシテ全ク御同感デアリマス、政府ハ過日ノ閣議ニ於キマシテ、此ノ點ヲ審議致シマシテ、五ツノ事項ヲ決定致シマシタ、ソレハ陸海軍ノ指示ヲ受ケテ運航スル船舶ノ乗組員ヘ、銓衡ノ上之ヲ陸海軍ノ軍屬トスルコトデアリマス、是ニハ陸海軍ノ徵用船ハ當然今日其ノ乗組員ヲ軍屬トサレテ居リマスノデ、之ヲ含マナイ船ニ於テ軍ノ指示ヲ受ケテ運航スル船舶乗組員ヲ銓衡ノ上、軍屬ト云フ身分ヲ得シムルノデアリマシテ、其ノ服務ガ一層肅正伸張セラレルコトトナリマスト共ニ、戰爭危險ニ依ル殉職等ニ付キマシテハ、銓衡ノ上、靖國神社ニ合祀ノ恩典ニ浴スルコトトナル次第アリマス、是ガ是カラ船員ノ最モ希望シテ居ル所ノ施設ト存ズルノデアリマス、第二ハ船員ノ功績ニ應ジマシテ、論功行賞ノ處置ヲ講ズルコト致スノデアリマス、其ノ他船員ニ對スル表彰等ノコトモ勅令ニ依リ、勤勞顯功章ノ受賞者トナリ得ル次第デアリマス、進ンデ尙此ノ點ニ付キマシテ

ハ一層深く考慮ヲ加へテ行キタイト存ジテ
船員及戰時海運管理令ニ依ル徵用船員竝ニ
政府、是ハ府縣ヲ含ミマスルガ、府縣ノ命
令ニ依ツテ外海ノ離島間ノ航海ヲ爲スヤウ
ナ船ヲ含ムノデアリマス、其ノ政府若シク
ハ府縣ノ命令、或ハ計畫ニ基イテ運航スル
船舶、又ハ政府ノ使用スル、徵用デアリマ
ス、使用スル船舶ノ乗組員ノ戰爭中ノ殉職
者ニ付キマシテハ公葬ヲ行フト云フコトデ
アリマス、此ノ公葬ハ各海務局長ヲシテ管
區別ニ海務局ニ於テ合同葬ヲ行ハシムル考
デアリマス、必要ニ應ジマシテハ中央ニ於
テ遞信葬ヲ行フ考デアリマス、其ノ四ハ、
船員竝ニ其ノ遺家族ニ對シ適當ナル援護扶
助ヲ行ヒ得ルヤウニ處置致スト云フコトデ
アリマスガ、之ニ付キマシテハ既ニ此ノ目
的ノ爲ニ寄附金ノ申出ヲ受ケテ居リ、既ニ
寄附金ヲ受理シテ居ル所モアル次第アリ
マス、之ヲ中核トシテ此ノ際適當ナル寄附
行爲ヲ起シテ財團法人、船員援護會トモ言
フベキモノヲ作リマシテ、之等ニ依リマシ
テ船員竝ニ其ノ遺家族ノ援護扶助ニ遺憾ナ
キヲ期シタイ考デアリマス、其ノ五ハ、町
内會、隣保班等ガ船員遺家族ニ對シ、援護
扶助ヲ實施スルヤウ處置スルト云フコトデ
アリマス、此ノ五項目ニ付キマシテハ、著
著實行ニ取掛ツテ居ルノデアリマス、又現在
徵用船員ガ戰爭危險ニ依リマシテ死亡シ、
又ハ行方不明トナリマシタ場合ニハ、官ヨ
リ市町村長ヲ通ジマシテ、其ノ遺家族ニ對
シテ通知ヲ致スコトトシテ居リマス、此ノ
際市町村ニ於テハ是ガ遺家族ニ對シテ適當
ナル慰藉援護ヲナスヤウ、處置ヲ致ス次第

軍ノ命ヲ受ケテ危險ナル海面ニ策動スル、
運航スル所ノ漁船ノ船員ニ付テモ、之ヲ準
用致スコトトスルノデアリマス、次ニ被徵
用船員ニ對スル一時金賜金及び扶助ニ付テ
御説明致シマス、戰時海運管理令ノ定メマ
ス所ニ依リ、船舶運營會ノ運航スル船舶ノ
乗組職務ニ從事中、戰爭危險ニ依ツテ遭難
シ、ソレガ爲、死亡又ハ傷痍疾病ニ罹リマ
シタ時ハ、一時金ヲ支給スルコトトナツテ居
リマス、尙戦時海運管理令ニ依ラザル船舶
ノ乘組員ニ付キマシテハ、死亡手當ノ大部
分ハ政府ニ於テ補償スルコトトナツテ居リ
マス、次ニ船員徵用令及ビ戰時海運管理令
ニ依リ徵用セラレタル船員ガ職務上ノ傷痍
疾病ニ依ツテ徵用ヲ解除セラレ、又ハ死亡シ
マシタ後ニ於キマシテ、本人又ハ其ノ遺家
族ガ生活スルコトガ困難ナ場合ハ、軍事扶
助法、或ハ國民徵用令ト略、同ノ扶助ヲ爲
スコトニナツテ居リマス、以上ヲ以テ大體
ノ御説明ヲ終リマス

○國務大臣（寺島健君）　御尋ノ郵便年金ノ最高額ヲ二千四百圓ヲ三千六百圓ニ、所謂五割増ニ致シタ理由デアリマス、今御述ニナリマシタ如ク、之ヲ倍位ニ此ノ際シタラドウカト云フコトモ考ヘテハ見タノデアリマスガ、大正十五年ニ制定セラレマシタ時ニ於キマシテハ、一面ニハ老後ノ生活ト云フコトデアリマス爲ニ、官吏ノ恩給年額等モ加味致シマシテ、今日ニ於キマシテハ、高等官一等デ退官シタ人ノ恩給額等モ考ヘマスレバ、サウは其ノ點ヲ今御説ノヤウナ多額ニスルコトモドウカ、斯ウ云フノト、現下ノ状勢デ經濟状勢ガ變ツテ、大正十五年ニ設定シタ國民厚生年金ノコトト、今日ノ數字ニ於テ見マスレバ、モット上ゲタ方ガ適當デアル、一面然ラバ此ノ被保險者ガノデアリマスガ、加入者ノ一割程度デアリマス、斯様ナ狀況カラ見マシテ、此ノ際二千四百圓ヲ三千六百圓トスルコトガ、最モ實際ニ適合シテ居ルカ、是ハ漸次殖エツ、アルテ、此ノ點ニ定メタ譯デアリマスガ、尙詳府委員カラ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマス○坂野欽次郎君　分リマシタ、是ハ再々變執リニナツテヘドウデスカ、是ハ再々先ニニ少シ高クヤツテ置イテ勅令カ何カデ一時御止メニナルトカ何カ、サウ云フ方法ヲ御ヘルコトニナルトイケナイデスカラ、一度物價ガ高クナルト上ゲルト云フコトハドウカト思ヒマスカラ、此ノ節ノヤウニ何デモニアルノデアリマセウカ、ソレヲ一ツ拜聽致シタイト思ヒマス

通ル世ノ中ナラバ……通ラヌ世ノ中ニナツ
タラ困ルデスガ、思ヒ切ッテ高クシテ置イ
タ方ガ宜イヂャナイカ、別ニ御遠慮ニナル
コトハチットモナイヂャナイカト思ヒマス
ガ、御遠慮ニナル所ガアルデスカ、保険會
社トカ、銀行トカ云フコトニ付テ御遠慮ニ
ナツテ居ル所ガアルノデスカ

○國務大臣(寺島健君) 御答へ申シマス
ガ、別ニ外ニ遠慮シタ譯デゴザイマセヌ
ガ、是等ノ厚生施設等ノ點ニ付キマシテハ
一般ノ保険業トカ何トカ云フコトノ調節モ
無視スル譯ニハ行カヌノデアリマス、併シ
私共ト致シマシテハ一々情勢ガ變ッテ法律
案ヲ出サナケレバナラスト云フコトハ窮屈
ナヤウナ感ジガ致シマス、場合ニ依ッテハ
今度提案セラレテ居リマスルヤウナ戰時特
例的ナモノニ準據シテヤレルヤウニ戰時中
ヤツタ方ガ宜イカト思ッテ居リマスガ、是ハ
今日迄法律デ決メラレテ居リマスカラ、今
回ハ之ニ依ツタ次第アリマス、尙此ノ點
ニ付キマシテハ専門的ニ政府委員カラ御答
ヘ申上ゲテ宜シウゴザイマス

○政府委員(手島榮君) 大臣カラ大體ノ御
話ガアリマシタノデ、特ニ數字的ニ申上ゲ
ル點ハアリマセヌガ、保険金額ガ現在二千
四百圓デアリマスガ、其ノ二千四百圓ト云
フ最高ノ程度ノモノガドノ程度入ッテ居ル
カ、十四年、十五年、十六年ト段々最高額
ニ近イモノガ多クナツテ居リマスガ、其ノ
割合ヲ申シマスト、大體三厘カ新契約ニ對
スル五厘程度ノ間デアリマシテ、二千圓以
上ノ契約ト云フモノハ極ク僅カナモノデア
リマス、從ヒマシテ最高額ニ入ル人ハ極ク
少數ノ資産ノアル人ニ限ラレルヤウナコト
ニナリマス、之ヲ三千六百圓ニシマシタ程

○坂野鉄次郎君 私ハ同意ハ致シマセヌ
ガ、了承致シマシタ

○秋田三一君 參考資料ニ依リマシテ、最
近年金ノ新契約ノ件數竝ニ金額ニ於キマシ
テ、急激ニ增加ヲ來シテ居ルコトヲ承知致
シタノデアリマスガ、是ハ最近ノ經濟情勢
ニ依ルコトト思ヒマスガ、又一面當局ノ努力、
就中熱心ナ勸誘ガ興シテ大ナル力ガアルコ
トト思フノデアリマス、極ク最近ニ於キマ
シテハ貯蓄増強ノ目的ガ、本來ノ目的デア
ル所ノ、國民ノ大多數ヲ占メテ居ル中產階
級以下ノ厚生施設ト云フ目的以外ニ進ミマ
シテ、資產階級ニ向シテモ勸誘ラヤッテ居ル
ト云フヤウナ結果ガアルノデハナイカト思
フノデアリマスガ、此ノ現在ノ新契約者ヲ
職業別ニ見テドウ云フ風ニナルノデアリマ
セウカ、例ヘバ官吏、會社員等ノ俸給者ト
カ、或ハ又中小商工業者トカ、又ハ職工等
ノ勞働者等ニ大別シテ見マシテドウ云フ結
果ニナツテ居リマスカ、分レバ其ノ點ヲ御
示ヲ願ヒタイト思ヒマス、又是等新契約者
ノ自覺シテ進ンデ之ニ入ッテ居ルモノデア
ルカ、或ハ又相當根強ク勸誘ヲ受ケテ斯ウ
云フ數字ニナツテ居ルノデアルカ、其ノ邊
ノ狀況モ序ニ知ラシテ戴キタイト思ヒマス
○政府委員(手島榮君) 職業別ノ統計ガア
リマスレバ後デ御答スルコトニ致シマシテ、
初メニ御話ガアリマシタ郵便年金ガ中產階

級以上ノ人ニ相當勧メテ居ル結果デハナイン
カト云フ御話デアリマシタガ、此ノ點郵便
年金ノ性質ガ簡易保険トハ非常ニ違ヒマシ
テ、創始當時カラ郵便年金ノ加入者ハ、大
體中產階級以上ノ人ヲ對象ニシテ出來テ居
ルノデアリマス、從ヒマシテ郵便年金ノ加
入者ハ、其ノ意味ニ於キマシテハ簡易保険
ノ加入者ト層ヲ異ニ致シテ居リマス、尙最
近ニ於キマス加入者ノ殖エマシタ實際ノ原
因ハ、時局ノ關係カラ非常ニ勸奨致シテ居
リマスルノデ、其ノ結果急激ナ增加ヲ致シ
タモノト信ジテ居リマス、職業別ノ内容ハ、
アリマスレバ後デ説明致シマス

○秋田三一君 只今政府委員ノ御話デハ、
郵便年金ハ中產階級以上ノ者ヲ目的トシテ
居ルト云フ御話デアリマスガ、私ハ今日政
府カラ配付サレタ「郵便年金事業ノ現況」ト
云フ参考資料ノ第二章ニ「郵便年金制度ノ
内容」ト云フ所ヲ今朝讀ンダノデアリマスガ、
最初ニ「郵便年金ハ國民ノ大多數ヲ占メル
中產階級以下ノ者ヲ對象トスル保險ノ一種
デアル」ト、斯ウ書イテアリマスガ、是ハド
ウデアリマスカ

○政府委員(田倉八郎君) 先程御尋ニナリ
マシタ年金ノ職業別ノ割合ヲ申上ゲタイト思
ヒマス、一番多イノハ工業關係ノ三十三「パー
セント」一二「ソレカラ商業關係ノ二十七
「パーセント」五三、其ノ次ガ公務從業「二
一」「パーセント」五三「ソレカラ無職六「パー
セント」九一、其ノ次ガ農業「五「パーセント」
九、アト水産業、礦業等ガ何レモ「一「パーセ
ント」以下デゴザイマス

易保險ハ明瞭ニ中產階級以下ト云フモノヲ相手ニスルト云フ社會政策的性質ノ保險デアルト云フノデ當時カラ創設サレタノデアリマス、大正十五年ニ郵便年金ガ定メラレマシタ當時ノ睨ヒ所ハ、只今最高制限デモチヨット話ガ出マシタヤウニ最高額月額ニ百圓ト云フ年金ヲ取ルコトガ最高ニナッテ居リマスガ、年齢ニ依リマシテハ數萬圓ノ金ヲ拂込マナケレバ一年一千四百圓、月額ニ百圓ノ年金ハ受取レナイ狀態デ、從ヒマシテ當時ノ考方ハ中產階級ハ勿論デアリマスガ、之ニ入ルモノハソレ以上ノモノモ、相當ノ資產家モ當然入ルヤウナ仕組ノモノヲ考ヘテ參ッタノデアリマス、其ノ後年金ノ種類ガ變リマシタ思ヒマスガ、或ハ賜金年金ト云フヤウナモノガ殖エテ參リマシテ非常ニ年金ガ大衆的ニ複雜ニナッテ參リマシタノデ、其ノ意味ヲ含メテ多分中產階級以下ノモノモ對象トスル、國民全般ノ年金ト云フヤウナ意味デ斯ウ現レタモノト存ジテ居リマス、多少簡易保險ト睨ヒ所ガ違テ進歩シテ參リマシタノデ、説明ガ足ラナカツタト思ヒマスノデ一應御説明申上げマストタイト思ヒマス

ドウナツテ居リマスカ

○政府委員(田倉八郎君) 現在郵便年金ノ

總テノ件數デ申シマスト、百四萬七千件バ
カリアリマスルガ、其ノ内團體年金ノ件數
ハ七萬三千餘ニナツテ居リマス、金額ニ付キ
マシテ、是ハ十七年十月ヲ押ヘテ居リマス
ルガ、年金額ニシマシテ、一億二千二百二
十二萬圓ノ内、團體年金ノ年金額ガ百九萬
圓餘ニナツテ居リマス

○男爵北大路信明君 現在官吏方面ニハ恩
給等ガアリマスガ、會社方面デハ大體ニ於
キマシテ退職手當金トカ、斯ウ云フヤウナ
風ニナツテ居ルノデゴザイマスガ、是等年金
ヲ利用スルト云フコトガ、相當用ヒラレ得
ルト思フノデゴザイマスガ、是等ニ對スル
御所見ヲ伺ヒタイノデアリマス
○政府委員(田倉八郎君) 御意見御尤モデ
ゴザイマシテ、私共モ出來得ルコトナラバ、
サウ云フ會社ノ退職規定等ノ組織ノ中ニ此
ノ年金ト云フモノヲ編込ンデ、利用シ得ル方
法ガナイカト云フノデ、折角調査モ致シ、
且勸誘モ致シテ居ルノデアリマス、團體年
金ハ申上ゲル迄モナクサウ云フ組織ニ利用
サレテ居ル譯ニアリマスルガ、尙参考ノ爲
ト思ヒマスケレドモ、最近中小商業ノ轉業
者ガ大分アルノデゴザイマスガ、ソレヲ更
生金庫ノ方デ扱テ居ル譯ニアリマスルガ、
其ノ轉業者ニ對シテ、今迄ノ色々ナ設備、
其ノ他ノ物ヲ買取ッテ、代金ヲヤル時ナン
カモ、最近ニナリマシテ郵便年金ニ入ルコ
トヲ條件トシテ、其ノ金ヲ渡スト云々タヤウ
ナ風ニ、兩者ノ交渉が纏リツ、アル、言換
ヘマスレバ、一定ノ金ガ國民ニ纏ツタ金ガ
渡リマス時ニハ、出來得ル限り年金ニ入ル
ヤウナ風ニ、組織ノ中ニ編込ンデ行クト云々

タ方針ハ、大變好イコトダト思ヒマシテ、

折角努力中デゴザイマス

○委員長(子爵秋元春朝君) 如何ガデス

カ、本日ハ大體此ノ程度テ止メテ置キマシテ、
明日午前十時カラ開キタイト思ヒマスガ、
如何ガデスカ、別ニ御異存モナイヤウデゴ
ザイマスカラ、此ノ程度ニ止メテ置キマス、
本日ハ之ニテ散會致シマス、明日ハ午前十
時カラ開キマス

午後四時三十四分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵秋元 春朝君
副委員長 男爵久保田敬一君
委員 侯爵黒田 長禮君
伯爵大木 喜福君
子爵秋田 重季君
坂野鉄次郎君
唐澤 俊樹君
田澤 義鋪君
磯野 庸幸君
秋田 三一君
男爵北大路信明君
出淵 勝次君

航空局部長 同 同 同
遠藤 仁村 俊君
横川 市平君
毅君

政府委員
國務大臣
簡易保險局長 田倉 八郎君
海務院長官 松木 益吉君
海務院次長 安田 丈助君
海務院部長 新谷寅三郎君
渡邊 浩君
若林 清作君
中尾國次郎君
山田 良秀君
航空局長官 同 同 同
同 同 同

昭和十八年二月三日印刷

昭和十八年二月四日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局